

令和2年度

「学校いじめ防止基本方針」

千葉県立八千代特別支援学校

(令和2年5月1日改定)

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

<基本理念>

すべての児童生徒は、かけがえのない存在である。互いを認め、尊重し、より良い人間関係を築くことで、人格の形成へとつながる。その中で、個性や感性が育まれて成長していく。児童生徒にとって、いじめはこのような成長を妨げるだけでなく、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このため、八千代特別支援学校では、どの児童生徒にも起こりうるものであるとの認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、学校から保護者や地域への情報発信を進め、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚しつつ、十分に連携を図って、いじめのない学校づくりを進めていく。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

2 学校いじめ等対策組織

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ防止対策委員会」を設置し、その委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

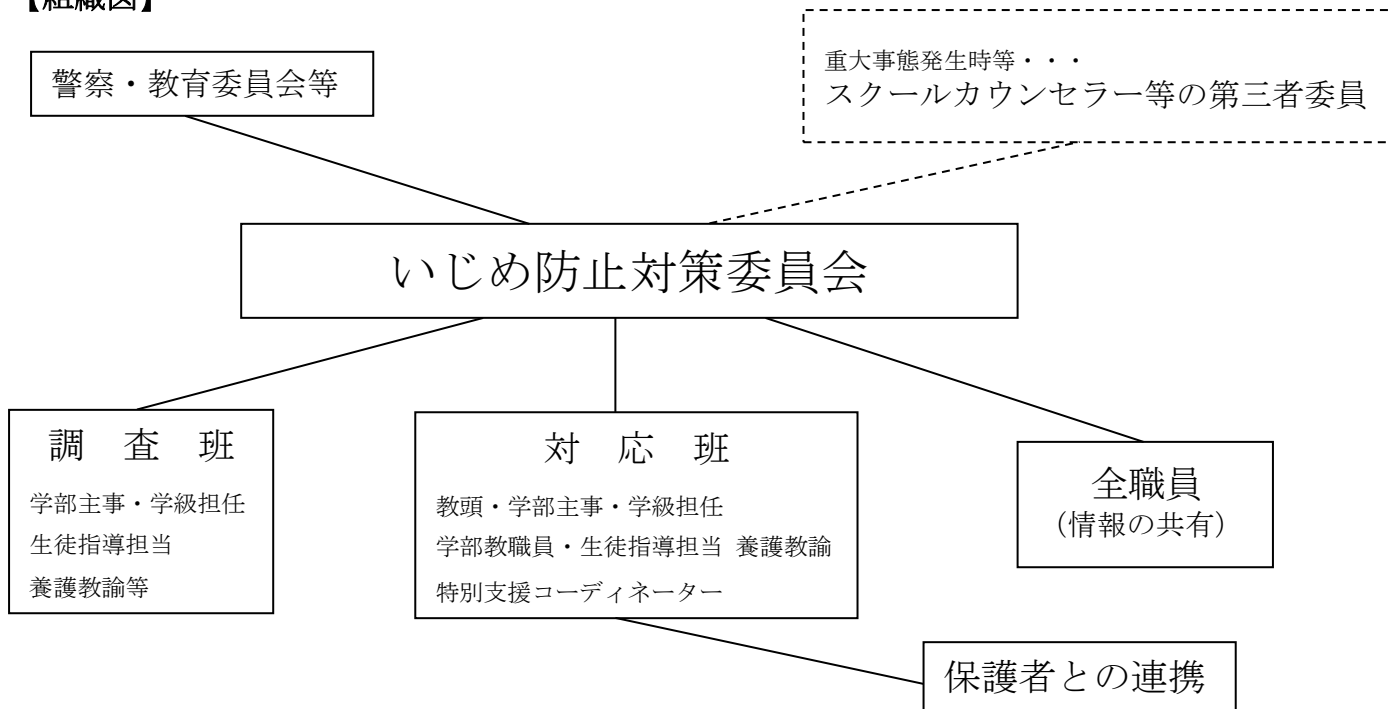
★いじめ防止対策委員会

構成員：校長、教頭、教務主任、各学部主事、生徒指導主事、生徒指導係

*協議や対応する内容に応じ、コーディネーター、養護教諭、学級担任等、メンバーは柔軟に構成する。

活動内容：いじめ防止対策に関する基本方針の検討・改定、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等を行う。

【組織図】



3 いじめの未然防止

「いじめはどの学級・学校にも起こり得る」「情報化社会からインターネットを通じて、目に見えないいじめが存在する」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるいじめを生まない土壌づくりを未然防止の第一歩として取り組んでいく。

(1) 学校におけるいじめの防止

① 日常的な教職員の姿勢

・いじめに限らず、児童生徒の小さな変化やSOSのサインを見逃さないことが重要である。そのためには教職員の気づきがポイントとなり、普段と違うなどと感じたら職員間で連携を図り対処する。また、児童生徒は教職員の一挙手一投足に目を向けている。過度な競争意識、勝利至上主義がいじめを誘発したり、教職員の何気ない言動が児童生徒を傷つけ、結果としていじめを助長したりしてしまう場合がある。教職員による暴力、暴言の排除又、発言の責任を考え、児童生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼される言動を心掛ける。

② 自己有用感を高める

・学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う中で、「認められた」「人の役に立った」という経験を積み、自己有用感を高める。

・主体的な活動等を通して、お互いに協力したり、助け合ったりする中で、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う自己肯定感を感じ取れる取組を心掛ける。

③ 道徳教育の充実

・未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業とともに学校の教育活動全体を通じて道徳性を養っていくことが大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になる。児童生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れたり、日常の中でくり返し投げかけたりすることで他者の気持ちや痛みをくみ取るための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くことができるようになる。と考える。

(2) インターネットを通じて行われるいじめの防止

① 携帯電話・ネットに関する正しい知識をもち、利用の実態に目を向ける

・携帯電話やインターネットが有しているメディア特性等に関して、教師がしっかりと学び、理解を深める。また、児童生徒の携帯電話やインターネットの利用の実態を把握する。

② 「情報モラル」についてしっかりと教え、日頃からチェックを行うとともに、発見した場合は迅速かつ適切な対応をとる

・未然防止や問題兆候の把握に努める。また、毎月の青少年ネット被害防止対策（ネットパトロール）からの情報をもとに全職員で情報の共有を図る。

・携帯電話の使用方法や情報に関しては、保護者の協力を得て指導・支援を進めていく。例えばeネットキャラバンを活用し、保護者にも公開していく。

(3) 児童生徒・保護者への啓発活動

① 児童生徒への啓発

・「いじめは絶対に許されない」ことについて、年間を通じて啓発していく。また、ポスター等を活用し、学期の始めに集会を開き啓発する。

② 保護者

・年度当初の学校経営方針に併せて、いじめに関する取組、相談や対応の体制について説明する。

4 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員は、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告しないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反しうることを理解し、いじめに係る情報を教職員間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 校内の取り組み

①日々の観察

- ・授業だけでなく、休み時間や昼休みなど学校生活全体を通じて児童生徒の様子に目を配り、小さな変化に気づくようにする。

②コミュニケーション・環境作り

- ・また、分かる授業の展開、学級経営の充実、主体的に特別活動や行事に参加できる工夫、道徳教育・人権教育の推進等の充実を図り、いじめなどの問題の早期発見につながる環境を整える。

③情報の共有

- ・児童生徒の変化に気づいたら学級、学年で連携を図り、個人情報に充分配慮をしながら、管理職を含む教育相談担当者等によるケース会議を開き、情報の共有をする。

④教育相談・個別面談

- ・いじめに限らず、児童生徒がいつでも安心して相談できる環境を作る。
- ・前後期に1度ずつ、児童生徒と個別に話を聞く期間（教育相談週間）を設定し、状況等が把握できるようにする。また、話をすることが難しい児童生徒に対しては、保護者との連携を密に図る。

⑤いじめ実態調査アンケート

- ・生徒指導担当でいじめを含めた学校生活や友人関係に関する実態調査アンケートを前後期に1度ずつ実施し、児童生徒の状況について把握する。アンケートや面談で上手く伝えることができない児童生徒については、自宅で記述し、保護者の意見等も加えて、封をして提出するようにする。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

(2) いじめの相談・通報

- ・相談、通報窓口をHP及び校内の掲示板に掲示する。また、いじめに限らず少しのことで、困ったことがあれば相談、報告をすることについて日頃から継続して指導を積み重ねていく。

①学校におけるいじめの相談・通報窓口

担任・教頭・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・養護教諭

電話 047-450-6321

②学校以外はいじめの相談・通報窓口

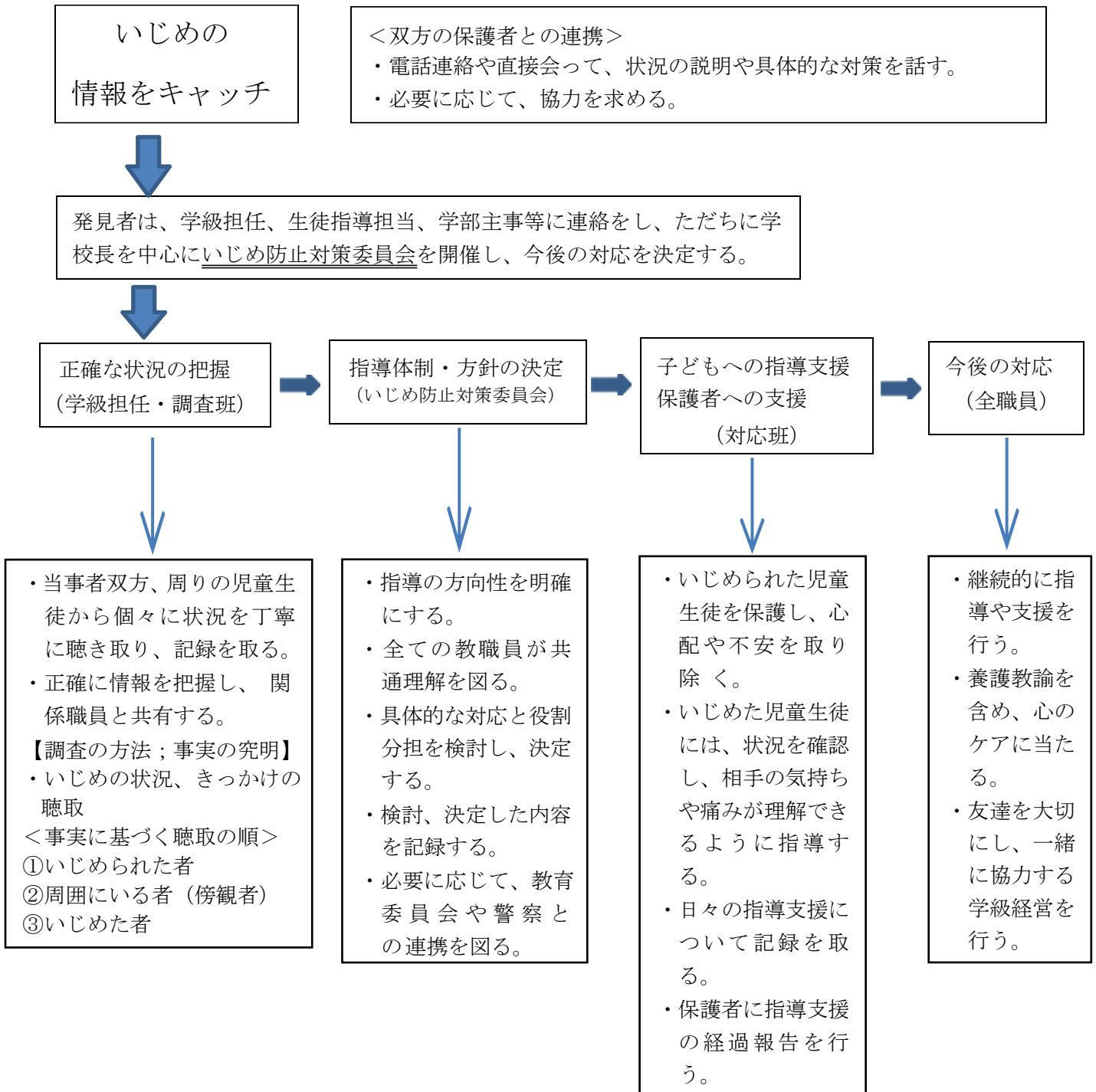
◎「24時間子供SOSダイヤル」 0570-0-78310

◎子どもと親のサポートセンターフリーダイヤル 0120-415-446

5 早期対応の基本的な流れ（問題を軽視することなく迅速かつ組織的に対応する）

いじめの情報をキャッチしたときには、小さな内容であっても軽視することなく迅速、かつ組織的に対応することを心がける。実際にいじめの情報をキャッチしたときには、共有・正確な状況を把握したのち、指導体制や方針を決定し、指導・支援に当たる。

いじめの情報をキャッチしてから実際の指導等までの流れは、以下のとおりである



6 指導について

(1) いじめられた児童生徒への対応

- ・担任を中心に、児童生徒が話しやすい教師が対応する。
- ・児童生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、継続的に支援を行う。
- ・聴き取った情報を全職員で共有し、記録を残す。
- ・学校は被害児童生徒を守ること、いじている側を絶対に許さないこと、今後の指導について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童生徒の良さや優れているところを認め、励ます。

(2) いじめた児童生徒への対応

- ・話しやすい雰囲気づくりにつとめながら、事実確認を行う。
- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくりと聴く。
- ・いじめられた者の辛さに気付かせ、自分がいじめて苦しんでいる人がいることを認識させる。
- ・取り返しのつかないことをした認識を持たせ、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・いじめは決して許されないことを十分に分かるよう話を進めていく。
- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪をし、良好な関係を再構築できた場合などは、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟な指導を検討する。

(3) 経過観察等

- ・日記や面談など児童生徒に応じた手立てを通して、教師との交流を続けながら状況を確認していく。
- ・保護者に協力を仰ぎ、自宅での様子などを細かく聞きとり、連携して対応していく。
- ・事案の解決までは一定の時間を要したり、再発したりする事例もあることから、拙速な対応ではなく長期的な視点で対応していく。

(4) 観衆・傍観者への対応

- ・いじめの事実を報告することは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを指導する。
- ・いじめられた者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいのかを教職員と一緒に考え気づく。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(5) 保護者との連携

① いじめられている児童生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して児童生徒を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えると共に、保護者からの情報提供を受ける。
- ・いじめの対応を安易に終結させず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

② いじている児童生徒の保護者との連携

- ・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、意見に耳を傾けた上で改めて事実確認を行い、指導方針への理解を求めるようにする。

(6) 関係機関との連携

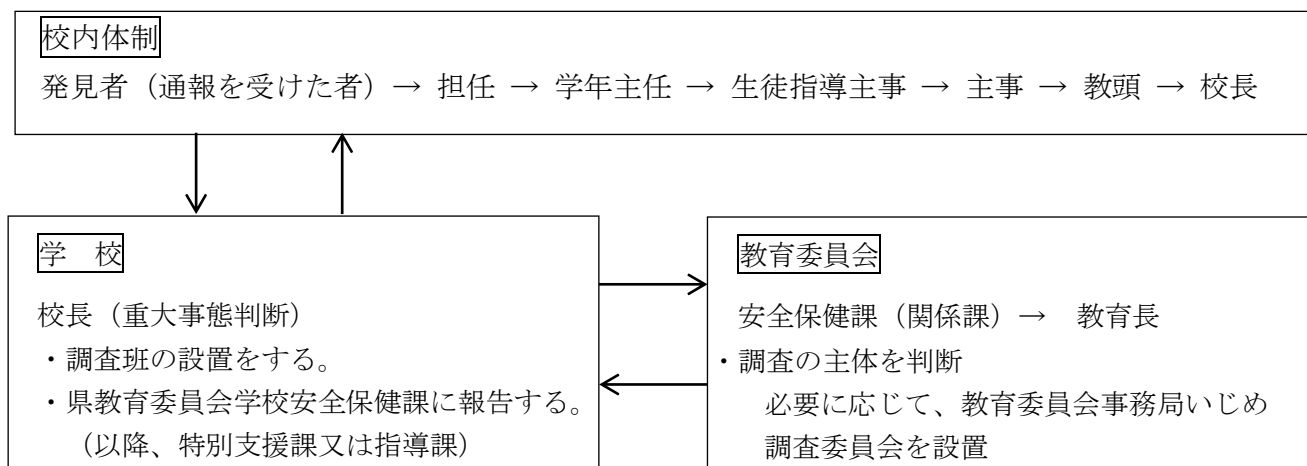
- ・犯罪行為として取り扱われるべきことは、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条より）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とする。）

(2) 重大事態発生時の連絡体制



<初動対応>

- いじめを発見した者は、いじめ防止対策委員に報告し、直ちにいじめ防止対策委員会を招集する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 記録（事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、児童生徒への指導等対応事項）を確実に残す。
- 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査方法：事実の究明
 - ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・ 事実に基づく聴取；いじめられた者→周囲にいる者（傍観者）→いじめた者の順
- 警察への通報など関係機関との連携

8 公表、点検、評価等

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。
- (2) 必要に応じて、いじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- (3) 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童生徒、職員で評価する。
- (4) いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。
- (5) 個人情報等は、十分に留意し取り扱うようにする。

9 年間計画について

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体組織的、計画的に取り組む必要がある。年度当初に組織体制を整えると同時に、年間計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むこととする。

<年間計画>

	職員会議等	未然防止への取り組み	早期発見への取り組み
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の決定 〈第1回 いじめ防止対策委員会〉 ・学校いじめ防止基本方針についての検討。 ・HPに掲載し、いじめ防止を啓発する。 	道徳・特別活動等の年間計画に反映する。 (思いやり・生命・友情・人権などを取りあげる。)	<ul style="list-style-type: none"> ・学部、学年、学級で生徒観察、実態把握を行う。 ・学部集会等で、携帯電話の使い方や日頃の生活について話をする。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針について教職員へ周知徹底を図る。 	学級・学年づくり 人間関係づくり	<いじめ実態調査> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施(1回目) ・教育相談週間
9月	<ul style="list-style-type: none"> 〈第2回 いじめ防止対策委員会〉 ・学校生活アンケート集計 ・結果と今後の対応について職員に周知する。 	学級・学年づくり 人間関係づくり	
10月			
11月			
12月			<いじめ実態調査> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施(2回目) ・教育相談週間
1月			
2月			
3月	<ul style="list-style-type: none"> 〈第3回 いじめ防止対策委員会〉 ・学校生活アンケート集計結果と今後の対応について職員に周知する。 ・ミニ集会等で報告する。 ・本年度のまとめ ・次年度の計画、立案 		